

質 疑 応 答

目 次

第1節 火災の予防、防火対象物の指定等

- 1 立入検査
- 2 消防同意
- 3 防火管理
- 4 収容人員
- 5 防災関係
- 6 用途区分

第2節 消防用設備等の設置基準及び技術基準

- 第1 一般事務等
- 第2 政令8条区画・共住区画
- 第3 設置単位
- 第4 無窓階
- 第5 設備別・技術基準
 - 1 消火設備
 - (1) 消火器
 - (2) 屋内消火栓設備
 - (3) スプリンクラー設備
 - (4) 簡易自動消火設備
 - (5) パッケージ型消火設備
 - (6) 水噴霧等消火設備
 - (7) 屋外消火栓設備 動力ポンプ設備
 - 2 警報設備
 - (1) 自動火災報知設備
 - (2) 非常警報設備
 - (3) 消防機関へ通報する火災報知設備
 - 3 避難設備
 - (1) 誘導灯
- 第6 特例基準
 - 1 特例基準について
- 第7 防火対象物の検査、点検、基準等

- 1 着工届出
 - 2 設置届出
 - 3 検査済証
 - 4 点検報告等
 - 5 その他
- 第8 その他
- 1 法令改正に伴う社会福祉施設の疑義応答について

1 立入検査

2 建築同意

問1 確認申請後に面積を変更した対象物を立入検査等で覚知した場合の取扱いについて S 6

2. 3. 17

答 面積を変更した場合、消防用設備等に変更が生じる対象物が出てくる可能性があるため、必要に応じて関係機関（建築指導課、土木事務所等）に面積変更を連絡する。

問2 防火対象物の床面積の算定における小数点の端数処理について R 2. 1. 24

答 端数処理について、各階ごとに小数点以下2位まで有効とし、3位以下は切り捨てるものとする。（計算過程段階では端数処理を行わないこと。）

3 防火管理

4 収容人員

問1 収容人員の算定について H 7. 4. 1

答 共同住宅の収容人員の算定については次の表のとおりとする。なお、原則既存の対象物については適用しない。

住戸のタイプ	1K,1DK,1LDK,2DK	2LDK,3DK	3LDK,4DK	4LDK,5DK
算定居住者数	2人	3人	4人	5人

問2 (5) 項イ売店の収容人員の算定方法はいかにすべきか。 S 6 1. 7. 8

答 その他の部分に含めて3㎡で除し算定する。

問3 (15) 項の自治公民館（自治会組織等により運営される公民館・集会所、農村研修センター等）の収容人員の算定方法はいかにすべきか。

（R元 第3回局内予防担当者会議） R2. 2. 1. 24

答 平成15年3月17日付け「自治会組織による公民館等の項判定について（通知）」により、自治公民館は（15）項と判定されることとなった。（宮崎市消防局予防課長通知）

（15）項の収容人員の算定方法については、従業員の数とその他の部分を3㎡で除して得た数と合算して算定するが、平成15年の通知の際に収容人員算定を行った防火対象物に限り、従業員の数を自治会利用者の数と読替え、公民館を利用する最大の利用者数を収容人員の算定方法と定めるものとする。

5 防災関係

問1 立入検査時にラベルが貼付されていない場合の確認はどのようにするのか。

答 防災物品については証明書を受理すること。 S59. 2. 15

問2 昭和50年4月15日付け消防予、消防安第41号1（2）に該当し防災対象の項とならない場合の対応は如何。 S60. 2. 12

答 項ではなく その部分の用途で規制する。

問3 高層建築物の共同住宅の防災物品の取扱いについて如何。 S62. 6. 9

答 カーテン、じゅうたん等については、共用部分のみの規制を行い、住居部分は除く。

6 用途区分

問1 令別表の取扱いについて（昭和50年4月以前の建築物） S61. 5. 13

答 第2章 第1節第8「既存防火対象物の対応策について」のとおり（別添参照）

問2 仮設テント（エアドーム等）の消防用設備等の設置基準について H3. 6. 11

答 令別表第1の防火対象物として取扱い、項の判定は、その利用形態で判定する。

- (1) 次に該当する場合は、令第32条を適用し、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ、消防用水、排煙設備、連結送水管を免除することができる。

ア 存続期間が6ヶ月以内であること。

- イ 火災時に容易に避難できると認められる位置及び構造形態であること。
- ウ 火災を早期に発見し、かつ、報知することができる措置が講じられていること。
- エ 初期消火のための措置が講じられていること。

(2) 巡回監視装置を設け頻繁に巡回するなど、容易に火災を感知できる措置をとるときは、令第32条を適用し、自動火災報知設備を免除することができる。

(3) 仮設建築物でその存する期間が6ヶ月以内のもの又は次に該当する防火対象物については、令第32条を適用し、非常コンセント設備を免除することができる。

ア 11階以上の部分の床面積の合計が200㎡以下であるもの。

イ 11階以上の部分を昇降機塔、物見塔その他これらに類するもの以外の用途に使用せず、かつ、電動機等以外の可燃物を収容又は使用しないもの。

なお、「ニューマチック構造の仮設建築物の取扱いについて」（昭和46年5月18日住指発第309号）通達を考慮すること。

第1 一般事項等

問1 休業中における防火対象物の取扱いについて S 6 2 . 8 . 1 1

答 1) 全体が休業中の場合

全館休業の場合は法の規制は必要としない。

2) 階の一部が休業中の場合

一部階が休業中の場合は当該部分を法規制除外するが消防用設備等の保守点検等については実施するように指導するのが望ましい。

問2 (運用停止) 昭和59年10月11日の予防担当者会議結果で耐火構造の屋上部分のプレハブ等の設置について、問題提起がされているが、面積については定める必要はないか。又、階のとらえ方については如何。 S 6 2 . 3 . 1 7

答 階及び面積については問わないが、自火報感知器程度は設置させ、又、関係機関(建築指導課、土木事務所等)へ通報して柔軟に対応する。

問3 載置式駐車場の消防用設備等の設置について H 2 . 1 1 . 1 3

答 1 3 項イとして取り扱い、消防用設備等の設置を指導する。

なお、自火報については下記のことを考慮し、令32条を設置免除しても差し支えない。天井が、格子状及び穴状のため、感知器の維持管理が困難である。

4面開放及び内部が見通せるため、火災発生の発見が容易である。

※ 載置式駐車場については、建基法上の違反の可能性があるため、建築行政課に指導を受ける必要がある。

問4 医院等における消防用設備の緩和について H 8 . 1 0 . 1 7

最近、医院等において入院ベッドを廃止し、診察のみを行い、入院施設部分を閉鎖状態で開業している対象物が多くなってきている。このような対象物の管理権原者から、閉鎖部分の消防用設備の維持管理について、緩和要望がなされている。

このような場合下記の措置を行うことにより、緩和できないか。

答 閉鎖部分の消防用設備の設置及び維持管理については、次の条件に適合することにより緩和することができるものであること。

① 閉鎖部分の証明文書(医師会等への提出文書等)

② 防火区画(防火戸による区画)及び出入りの制限(施錠等)

- ③ 火災予防処置（電気配線、ガス管等の遮断及び火気管理）
- ④ 閉鎖部分を再度使用する場合は、基準法令を遵守させる。
- ⑤ 受信機等の移設（常時人のいる場所）
- ⑥ ①～⑤の内容を明記した誓約書の提出
- ⑦ 他の関係法令も遵守すること。

第2 政令8条区画・共住区画等

次の問1～問4については、特定共同住宅（平成17年3月25日付け総務省令第40号）の施行前の令第32条特例を受けた共同住宅に限る。

問1 光庭に面する部分に設けられる配管材等の材質について H7. 11. 14

答 共同住宅等の特例に規定する光庭に該当すれば、すべて不燃材料とする。

問2 令8区画、共住区画の配管貫通について（電気、ガス管）H7. 12. 12
床スラブ内の貫通について規制するのか。

答 通達、質疑応答に従い指導をおこなう。

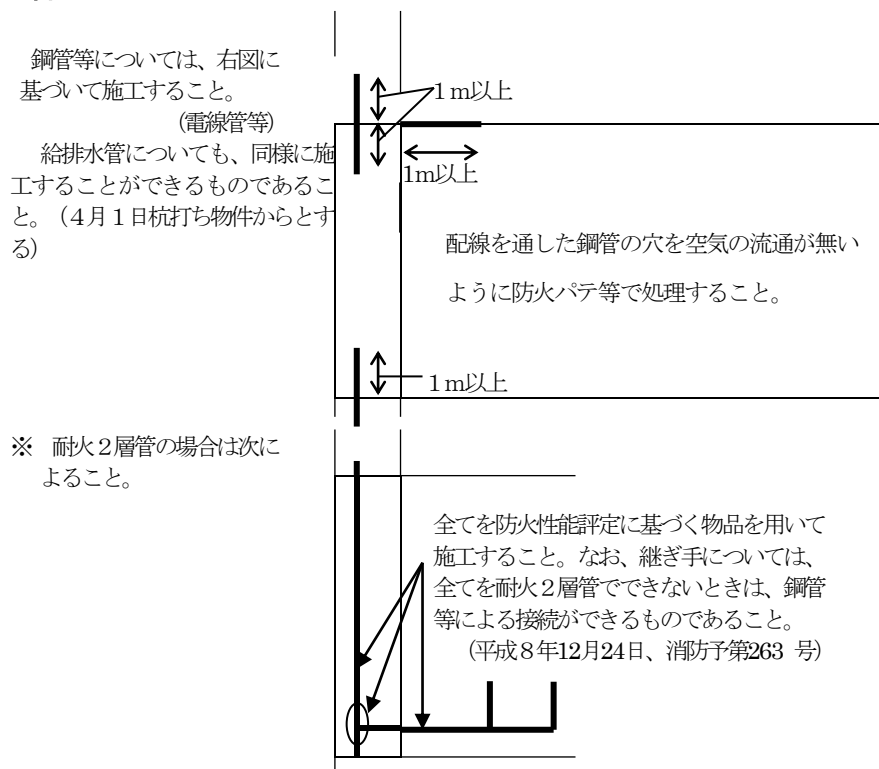
問3 建築基準法で貫通部の材料は、75mmまで塩ビ管が認められているが、この
場合の配管も同様と考えて良いのか。 H9. 3. 5

答 特例による共同住宅等の貫通については、認められない。

すべて、防火性能評定に基づく、配管材等の施工に基づいて行う必要がある。

問4 パイプシャフト内を、電線を鋼管に通して施工する場合はどのようにすれば
よいか

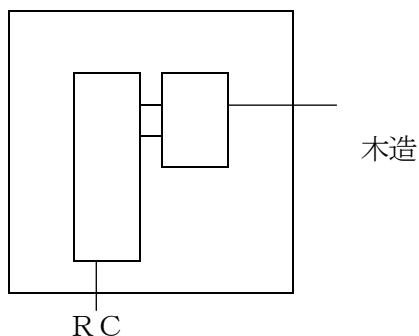
答 下図に基づいて施工すること。



第3 設置単位

問1 (運用停止) 屋上等における違反建築物の取扱いについて

S 5 9 . 1 0 . 1 1



答 次の条件を満足することにより別棟とする。

- ア 面積
- イ 防火区画
- ウ 延焼危険性
- エ 消火器の設置
- オ 関係者のみ利用

東京消防庁監修 予防事務審査・検査基準

耐火建築物の屋上にプレハブ建築物がある場合、政令第8条の適用があるか。
 なお、当該建築物は、建築基準法に抵触しているものである。

(答) お見込みのとおり。

(注) なお、既存のものに限るので念のため。

問2 消防用設備等の設置単位について

S 6 2 . 5 . 1 2

昭和50年4月1日以前の既存防火対象物の間に自消丙予発第57号(昭和38年9月21日付)を適合している渡り廊下について消防安第26号(昭和50年3月5日)通達が遡及できるか。

答 消防安第26号通知第3その他のとおり

問3 設置単位について(昭和50年3月5日、消防安第26号通達)

H 2 . 1 1 . 1 3

①渡り廊下の接続部分から3m以内の距離にある部分の開口部の面積について

答 昭和54年10月31日、消防予第208号の質疑中、問3(3)のとおり、各階ごと4㎡以内であるかを判定する。

②渡り廊下の消防用設備等の設置義務について

答 設置義務がある(58. 国)

第4 無窓階

問1 倉庫の無窓階の取扱いについて H元. 2. 14

答 消防用設備等の基準によらなくとも、火災発生及び延焼危険が少なく、かつ、火災等の被害を最小限度に止めると認めるときなどを考慮し、令32条適用について弾力的に対処する。

問 火災発生及び延焼危険が少なく、かつ、火災等の被害を最小限度に止めると認めるときとあるが、具体的にどのような場合か。

(R元. 第3回局内予防担当者会議) R1. 9. 20

答 消防法施行令第32条の特例基準等について(昭和38年9月30日付け自消丙予発第59号 第1)に記載されている内容を準用することが望ましい。

【例】

- 1 不燃材で造られている防火対象物
 - 2 出火源となる設備、物件が原動機、電動機等にして出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもの
 - 3 不燃性の物件のみを収納するもの
- ※上記1、2、3全てに該当するため、消防法施行令第32条を適用し、免除しても差し支えないものと判断する。

問2 特定防火対象物以外の無窓階の遡及適用について H元. 2. 14

答 既存防火対象物の対応策の第3、1(1)、無窓階について(昭和50年6月16日付け、消防安第65号により特定防火対象物は、原則として遡及する。ただし、同意段階から消防機関が有窓階として判断していたと思われ、かつ、その開口部の変更がなされていないものについては、この限りでない。)は今後とも適用していく。

非特定防火対象物については、初回立入検査時に無窓階と判断されても上記との関連から施行令第34条は適用せず、ファイルにその旨を記載しておき2回目以降の立入検査時に開口部を変更していた場合は令34条を適用する。

ただし、著しく出火危険が高いか、不特定多数の者を収容する対象物については、この限りでない。

第5 設備別・技術基準

1 消火設備

(1) 消火器

問1 特例を受けた防火対象物の消火器の取扱い S 6 0 . 1 . 1 0

答 消火器については、特例基準を適用させない。

問2 消火器は最低の基準であるので設置させているが、特例申請が残っていない場合は、どのようにしたらよいか。 S 6 0 . 5 . 1 4

答 次のとおり取り扱うものとする。

(1) 消防安第49号(昭和50年5月1日)以降現況で判断し指導する。

(2) 自消乙予発118号(昭和36年8月1日)以降昭和50年7月31日まで旧基準による。

問3 前記の問1及び問2によらず、消防安第49号(昭和50年5月1日)等により、消火器を免除している防火対象物の取扱いについて H 2 4 . 6 . 2 6

答 今後、任意に設置するよう指導していく。また、任意に設置した消火器についても点検を実施するよう指導するが、報告については求めない。

問4 電気設備、ボイラー等火気使用場所の消火器について、施行規則6条4項、5項関係については、能力単位はどのようにすればよいか。 S 6 1 . 4 . 8

答 ABC粉末(例)10型消火器を設置するよう指導すること。

問5 屋外に設置してあるキュービクル変電設備に消火器を設置する必要があるか。

S 6 3 . 8 . 1 6

答 建築物その他の工作物に存する場合は設置する必要があるが、屋外にある場合は当該設備の設置の必要はない。

問6 LPG貯蔵量(300kg以上)に消火器を設置する必要があるか。 H 7 . 7 . 1

答 液化石油ガス貯蔵庫の消火器設置については指導しない。

(2) 屋内消火栓設備

問1 ライニング鋼管を屋内消火栓の配管として使用する場合、規則第12条第6項(二)の規定の耐熱性に問題があると思われるが取扱は如何。 S 6 0 . 4 . 9

答 使用する部分が土中埋設、スラブ内又は防火区画内(p s 部含)であれば使用可、むきだして

の配管については性能表等の資料の入手ができないため耐熱について不安であるがロックウール等耐熱保護することにより可能。

問2 屋内消火栓の非常電源について、昭和50年7月10日、消防安第77号通達、第2.1.(1)の適用が可能か。 H2. 11. 13

答 ループ方式配電が、完全なものでもなくとも、1次側が信頼性が高い方式で受電されていれば、認めてよい。

問3 屋内消火栓箱の操作方法の表示シールの貼付場所は如何に。 H3. 1. 8

答 扉の表面又は裏面に貼付すること。

問4 屋内消火栓設備の加圧送水装置を選定する場合、性能曲線に示された範囲内であれば定格を超えてもさしつかえないか。 H3. 6. 11

答 ポンプ自体の吐出量を再確認し、定格吐出量が得られれば、認めてもさしつかえない。

問5 (運用停止) 漬物工場等の消防用設備等の設置は如何に。 S61. 9. 9

答 部分的に設備を設置させる等、弾力的な対応をとる。

問6 消防用設備等の水源(貯水槽等)の排水及び貯水について S61. 12. 9

答 排水、貯水届けのあった場合は、両署で対応する。

問7 電気室における消火設備については如何に。 H3. 11. 26

答 消防法施行令第32条の特例基準について(昭和38年9月30日自消丙予第59号)通達中、第2、1により、屋内消火栓設備の設置を免除していく。

問8 2号消火栓の指導について H7. 6. 23

答 従来、社会福祉施設等に対してのみ2号消火栓の設置を指導してきたが、今後は(「旅館・ホテル等における防火安全対策について」消防予第46号(平成7年3月31日)消防庁予防課長)に基づき旅館・ホテル等就寝を伴う施設については2号消火栓の設置を指導する。

問9 屋内消火栓のボックスは、屋外に設置できるか。

答 屋内に設置するものとする。

なお、屋内、屋外の判定は建築基準法の床面積の判定によること。 H7. 6. 23

問10 屋内消火栓設備のノズルについて、切り替えノズルの使用は認められるか。 H7. 7. 11

答 切り替えノズルの使用を認めてさしつかえない。

なお、ノズル圧1.7 kg/cm²、放水量1300を下回らないこと。

問 11 非常動力装置を屋内消火栓設備の加圧送水装置の原動機（電動機）の代替えとして設置することはできないか。 H7. 7. 12

答 自治省通達 消防予第26号（平成7年2月21日）、非常動力装置の取扱いについては、質疑のとおり消防法施行令第32条の規定を適用し、床面積の合計が2,000 m²以下の新築及び既存の防火対象物に設置する屋内消火栓設備の加圧送水装置の電動機の代替えとして認める。

なお、設置に際しては32条特例申請を行うこと。

詳細については、「自治省通達 消防予第26号（平成7年2月21日）、非常動力装置の取扱いについて」を参照のこと。

問 12 既存増築により設置対象となった金属加工工場等の屋内消火栓設備設置について

H7. 11. 14

答 防火対象物の面積のほとんどが金属加工工場等で、一部分に原寸等（木造）がある場合その対象物全体の面積で設置義務があるが、その構造上、屋内消火栓設備の設置に困難があるにおいては、パッケージ型消火設備等の設置をもって屋内消火栓設備の代替えとする。

問 13 屋内消火栓の設置免除に伴う内装制限について（倍読みの適用）

(1) 壁、天井に設けられる照明器具のカバー等（飾り天井を含む）の取扱いについて H4. 5. 1

答 建築基準法通達 昭和45年1月31日 住指発第35号を準用し指導していく。

(参考)

昭和44年5月1日付け建設省住指発第149号通達（建築基準法施行令の1部を改正する政令の施行について）の運用について

昭和45年1月31日 住指発第35号

建設省住宅局建築指導課長

さきに、小職より、貴職あて通達した標記のうち、紙貼り又は布貼りによる内装仕上げの暫定的な取扱いについては、その後防火材料の指定方法についての建設省告示の改正及び防火材料の認定の実施に伴い、下記1のとおり暫定的な取扱いの必要がなくなり、また、天井の照明等の取扱いについては、一部を下記2のとおり改めたので、関係規定の適正な運用確保を図るとともに、関係業界等に周知徹底方よろしく願います。

記

標記通達の記の3において、防火材料に関する基準の改正まで当分の間「防火材料に紙貼り又は布貼りを施したものは、紙又は布の厚さが、おおむね0.3mm以下で、かつ、下貼をしないで直接防火材料にべた貼りを行った場合に限り、貼り下地の防火材料と同等の防火性能を有するものとして指導する。」よう指示したが、昭和44年建設省告示第3415号の制定及びこれに基

づく防火材料の認定の実施に伴い、標記通達の記の3によるこの暫定的な指導方針は当然に廃止されたことになる。

なお、塗料又は繊維壁の表示方法については、昭和44年12月16日付け住指発第485号により、小職より貴職あての通達において通知済みであるので念のため申し添える。

・標記通達の記の3で、「壁又は天井の表面に設ける照明器具のカバー等で不燃材料でないものについては、天井面に占める表面積の合計を天井面積の20分の1以下とし、同じく換気口等（排煙設備であるものを除く）についても、天井面積の20分の1以下とする」ことを指導方針としてきたが、今後は「これらの表面積の合計を天井面積の10分の1以下とする」よう指導するものとする。

(2) 壁に造り付けの家具の取扱いについて

答 建築行政課においては造り付けの家具であっても、壁とは扱わない。

なお、今後については、次の条件に適合するものは、押入れその他これらに類するものとして扱うものとする。

ア 主要構造部が耐火構造とした防火対象物に存すること。

イ 収納のために人が内部に入れる規模・形態を有していないこと。

(クローゼットは押入れ等には該当しない。)

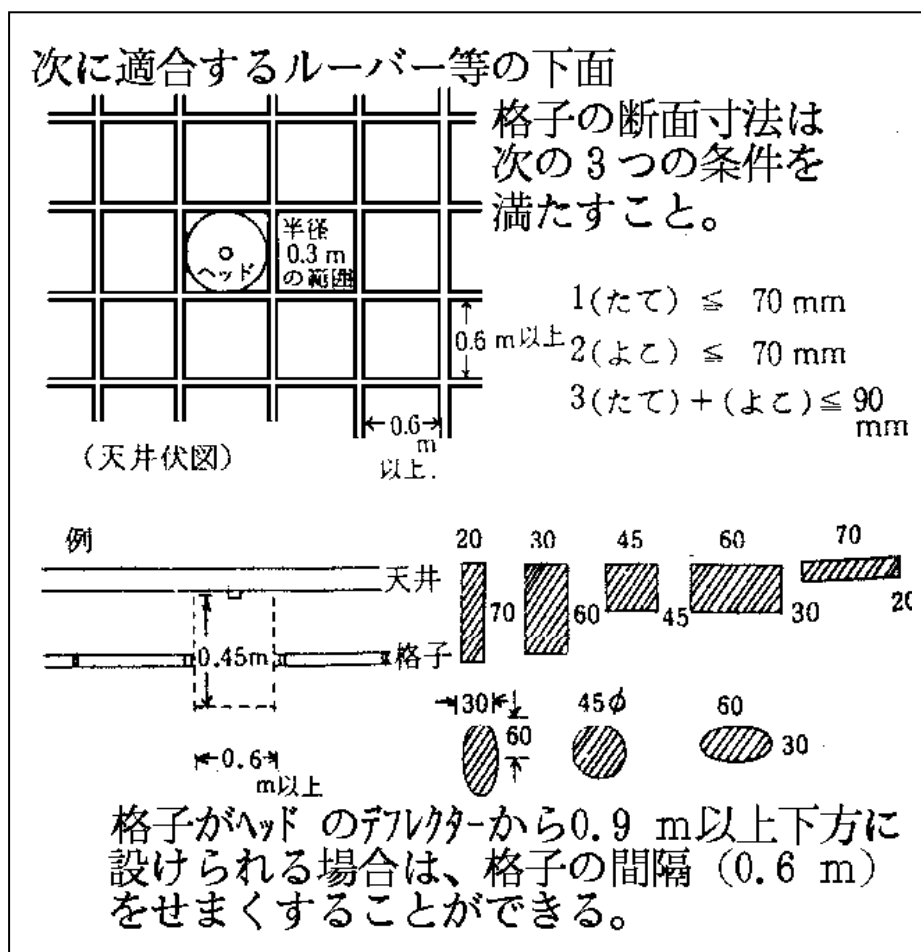
(3) スプリンクラー設備

問1 スプリンクラー設備の散水障害について

S 5 9 . 2 . 1 5

答 ルーバーによる散水障害については次のことにより処理してもよいものであること「ルーバー等（取り付けヘッドの作動温度以下で熔融し、かつ熱感知の障害とならないものを除く）の開放型の飾り天井が設けられる場合にあっては飾り天井の下方にもヘッドを設けること。

ただし格子材等の厚さ、幅及び取り付け状態が著しく散水を妨げるものではなく、開放部分の面積の合計が飾り天井の70%以上であり、かつヘッドのデフレクターから飾り天井の上部までの距離が0.6m以上となる場合にあっては下方のヘッドを設けないことができる。」



問2 既設病院等に既設の屋内消火栓設備を改造してスプリンクラー設備を設置する場合、既設の屋内消火栓設備を補助散水栓として用いることができるか。 H 7 . 6 . 2 3

答 既設の屋内消火栓設備を撤去せず、補助散水栓として用いることができる。

参照

既存の社会福祉施設等において屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造し設置す

る場合における留意事項について（通知）

消防予第205号（昭和62年12月4日）

この場合において、スプリンクラー設備の配管が屋外配管となるこの場合においてアラーム弁が屋外設置となってもよろしいか。 H7. 6. 23

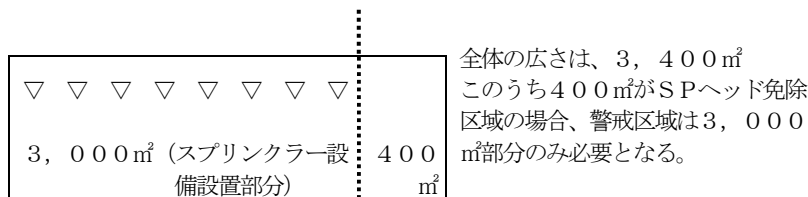
（答）既存の場合に限って設置してもよい。新規の対象物については従来どおりの指導となるので留意されたい。

この場合において、次のことに留意すること。

- ①点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。
- ②放水区域又は階ごとに設けてあること。
- ③みだりに閉止できない措置が講じられていること。
- ④腐食等が起こる可能性が高いので十分点検整備を行うこと。

問3 スプリンクラー設備の警戒区域について H7. 11. 14

答 警戒区域は通常ホテル、店舗等は3,000㎡以下、工場等は12,000㎡以下ごとに設けているが、下記のような場合はヘッドの設けている部分のみに設置を要する。



問4 スプリンクラー設備の補助高架水槽について H7. 11. 14

答 11階以上の階については極めて有効であるが、2階建て等の建物については圧力が安定しない。

このため大規模対象物、高層建築物等については従来どおり設置指導をおこなう。

低層建築物については今後積極的な指導は行わない。

(4) 簡易自動消火設備

問1 厨房における消火設備の運用について H3. 11. 26

答 特殊消火設備が義務となる厨房において、令12条によりSPを設置しかつフードダクト用簡易自動消火装置を設置すれば、令32条を適用して特殊消火設備を免除してよい。

(5) パッケージ型消火設備

問1 基準面積以上（昭和62年3月31日付け消防予第31号）の対象物で一部の改造・改築がやむをえず行われた場合の取扱いについて

（一部、屋内消火栓設備未カバーが生じた場合パッケージ型消火設備を認められないか）

S 6 2 . 1 0 . 2 7

答 (1) 屋内消火栓設備義務設置対象物において、既に当該設備が設置してある場合における、増築等に係るパッケージ型消火設備の取扱いについて

増築等（未警戒部分）の範囲については、パッケージ型消火設備1基で包括できるものであれば、当該消火設備の設置を認めてもさしつかえない。

(2) 上記(1)の増築範囲について

従来の面積の2分の1以上、1000㎡以上の増築を行った場合には、本来の設備である屋内消火栓設備の設置を求めていくことを原則とする。

従って上記以外のものについては、基準面積以内であればパッケージ消火設備でもさしつかえない。

なお、基準面積については、平成16年告示12号を適用する。（H 2 5 . 3 . 3 1）

問2 既存防火対象物のうち、設置基準を満たさない場所へのパッケージ型消火設備の設置に関する消防法施行令第32条特例基準について

（令和2年度局内予防担当者会議審議事項） R 3 . 3 . 2 3

答 下記の基準に留意し対応すること。

1 設置を認める場所

(1) 既存防火対象物で屋内消火栓設備が設置困難な防火対象物。

(2) 避難階となっている地階（普通階のみ）。

(3) 地階又は無窓階が受水槽、ポンプ室その他これらに類する場所のみ。

(4) 14項（倉庫等）で一定要件を満たし消防署長が認める場合。

(5) その他、安全を確保できると認める場合には、基準階数、基準面積を緩和できるものとする。

2 パッケージ型消火設備の設置要件について

(1) パッケージ型消火設備については、容易に使用ができ、かつ、避難口又は階段に近い場所に設けること。

(2) 14項（倉庫等）に設置するパッケージ型消火設備については、有効に初期消火ができるよう消火能力の高いI型を防火対象物の階ごとに、その階の各部分から1のホース接続口までの水平距離が15m以下、防護面が

500㎡以下となるように設置すること。(技術上の基準の強化)

3 その他

- (1) 誘導灯が現行法令に適合するよう設置維持されていること。また、義務設置になっていない防火対象物については、付加設置すること。
- (2) その他の消防用設備等が現行法令に適合するよう設置され維持されていること。
- (3) 防火対象物内の整理を行い、災害時に容易に避難できるよう避難経路の維持管理の徹底を図ること。
- (4) 危険物及び指定可燃物の保管を行わないこと。
- (5) 自衛消防訓練等の機会を捉えて、防火対象物の関係者がパッケージ型消火設備の操作方法を習熟し災害時に迅速に取り扱えるようにすること。(防火管理者選任義務のある防火対象物については、消防計画内に記載させること。)

(6) 水噴霧等消火設備

問1 ボイラー室(施行令第13条第1項該当)に設置するパッケージタイプのハロゲン化物消火設備(アミュレイ)の取扱いについて H5. 10. 13

答 本件の対象物は、施行令第13条第1項第1号に定める防火対象物又はその部分に該当し、昭和51年5月22日消防予第6号及びその他の通達は設置対象物に制限があり運用することは適当でない。

また、ハロゲン化物消火設備の設置については、平成3年8月16日消防予第161号により指導を行うこと。

問2 ハロン消火設備機器の使用抑制について H3. 11. 26

答 2000年に全廃されることを考慮し、今後新たに設置する計画があるものに対しては、通達により設置可能なものに対しても、設置しないように指導していく。

(7) 屋外消火栓設備 動力ポンプ設備

問1 屋外消火栓のFRPボックスの使用について S63. 12. 15

答 昭和50年7月11日、消防安第82号を準用し施行規則第12条第4号イ(ニ)に規定する基準に準じて設置する場合に限り、認めて差し支えない。

問2 屋外消火栓の設置は法令上では水平距離40mとなっているが出入口等がないことにより別の所に設置を求められた場合について。 H7. 6. 23

答 法令においては、確かに水平距離で40mと定められているが、出入口がない場合、消防用設備等に求められている初期の火災に対して有効な効果が期待できない。
従って、踏み台、梯子等を設けなければ容易に進入できない腰窓等及び窓に格子があるなど、内部に容易に進入できない構造については、認めることはできない。

問3 屋外消火栓設備のノズルについて H7. 7. 11

答 切替えノズルの使用を認めてさしつかえない。なお、ノズル圧 2.5 kg/cm²、放水量 3500ℓ/分を下回らないこと。

問4 屋外消火栓設備のホース接続口の口径について H7. 7. 11

答 65mm、50mmを問わない。口径については相手方の選択とする。

問5 屋外消火栓設備の設置について

答 屋外消火栓設備は、消火器又は屋内消火栓設備により消火すべき段階を過ぎた中期火災及び隣接建物への延焼防止の段階で使用されることを目的とした消火設備であり、次のとおり設置についての考え方を統一する。 H8. 6. 1

(設置の条件)

- 1 削除
- 2 同一敷地内に複数棟がある場合及び消防法施行令第19条第2項により1の防火対象物とみなされる場合には、各棟ごとに屋外消火栓箱を設けること。ただし、消防法施行令第19条第3項第1号による有効範囲内にある場合には、この限りでない。
- 3 消防法施行令第19条に定める基準により設置した場合、当該防火対象物の中央に防護漏れとなる部分(デットスペース)が生ずる場合は、当該部分に屋内消火栓を増設して防護すること。ただし、建築構造又は機械の配置等により、当該部分に屋内消火栓を増設できない場合は、表に定める面積に応じたポンプの吐出量とし、かつ、当該部分の直近の消火栓に必要なホースを増加しておくこと。

防護漏れとなる部分の面積	ポンプの吐出量
500㎡未満	800ℓ/分
500㎡以上 1500㎡未満	1200ℓ/分

2 警報設備

(1) 自動火災報知設備

問1 5項イにおける押入れ、床の間の火報感知器の設置について S59.3.13

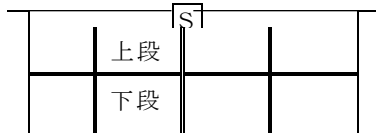
答 自火報については関係法令等および「自火報設備工事基準」により設置指導している。

* 立ち入り検査時に例外的な部分については報告書の中に確実に明記しておくこと

問2 自動火災報知設備の受信機の空窓を利用して、他の警報を表示することは可能か。 S59.10.11

答 受信機の空き窓を利用して他の警報を表示することはできない。

問3 連続した押入れの感知器について S60.3.12



押入れの間仕切りに開口部を設けた場合感知器をどのように設けるか又開口部の寸法はどの程度取るか。

答 基本は各押入れに定温特殊であるが、間仕切りが天井面から300mm以上あいている場合、煙感知器を設置する。

問4 押入れの感知器について S60.5.14

既存対象物が自消丙予発第59号（昭和38年9月30日）第15（4）の特例申請が残っているが、感知器未設置の場合どのようにするのか。

答 状況により設置指導する。

問5 非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について、既存の防火対象物などはどのように指導するか。 S60.12.13

答 これを改修することにより、改良受信機及び改良放送設備と同様の機能を備えることが可能なものは、指導すること。

問6 自火報の地区ベル（非常放送中）停止及び蓄積付加に関する工事について

S61.5.13

答 設置届出（工事届）を提出させ実態を把握するものとする。

問7 蓄積型受信機の検査方法は如何に。 S 6 1 . 5 . 1 3

答 蓄積解除のため、従来よりも受信機と発信機との間に発信機線を1本追加する必要がある。この線がない場合は、感知器と同様蓄積時間を持つことになる。

問8 冷蔵庫等の消防用設備等について S 6 3 . 1 . 1 2
冷蔵庫の感知器について

答 棟全体の大なる部分が恒温室等の場合のみ令32条に関連するものであり、店舗等の一部にあるものについては書類申請は必要なし。

1の冷蔵庫等の面積を500㎡以上と500㎡未満とに区別し下記のとおり指導すること。

500㎡未満・・・温度監視装置を設置させ部分的な特例を適用する。

500㎡以上・・・温度監視装置、ブザー耐熱配線、非常電源等を通達、質疑どおり設置指導する。

問9 共同住宅における感知器の設置について S 6 1 . 6 . 1 0

答 消防安49号(昭和50年5月1日)の第1. 1. (1). ア～オまでに満足する場合に限り4(2)が適用できるものである。

問10 雑居ビルにおいて酔客のいたずらによる自火報の誤報を防ぐため電源遮断をしている場合がある。対処方法は如何にすべきか。 H 2 5 . 3 . 3 1

答 昭和61年当時の回答として、「発信機が選択設置以外の場合は発信機を除去することについて認めることができる。」としていた。(S 6 1 . 8 . 1 2)

これについて、当時は消防法施行規則第24条の2第8号(発信機)の規定はなく、規則第24条第1号イの感知器の回路に導通試験用として、回路の末端に発信機、押しボタン又は終端器を設けることとされており、必ずしも発信機を設置する必要はなく、非常警報設備が必要な防火対象物の場合には、非常警報設備と兼用して発信機を設置していた。

ここでいう「選択設置」とは、非常警報設備が必要な防火対象物に自動火災報知設備の発信機を選択して設置することを意味しており、「選択設置以外」とは、非常警報設備の義務がなく、発信機を選択し設置する必要のないものをいう。

よって、現行法令では、規則第24条の2第8号の規定により、P型二級受信機(1回線)、P型三級受信機、GP型二級受信機(1回線)、GP型三級受信機以外の場合は、発信機を設置する必要があり、免除はできない。

問11 一般放送と自火報の関連性について付加装置の範囲はどこまでか。 S 6 2 . 4 . 1 4

答 受信機の機能に支障がなく自動復旧方法であれば認めても差し支えない。

問12 作業棟（乾燥場）について感知器は作業棟についているが、受信盤は管理棟についている。
この場合において作業棟の点検報告書を提出するのに管理棟も検査して提出する必要があるのか。 H7. 6. 23

答 管理棟の点検報告は必要ない。作業棟の点検報告でよい。

問13 新築、増改築及び型式失効の場合の指導について H7. 7. 11

答 5項イ、6項の就寝施設として使用する場所の感知については、煙感知器の設置を指導する。

この場合において、型式失効感知器を点検時に2、3個取り替える場合も同様とする。

(2) 非常警報設備

問1 就寝施設における非常放送設備の設置について S63. 4. 12

答 法規則及び通達（消防予第54号（昭和62年4月10日））を適用し設置指導を行うこと。
（規則第25条の2第2項第3号－非常放送設備）

問2 放送設備の取扱いについて H7. 5. 15

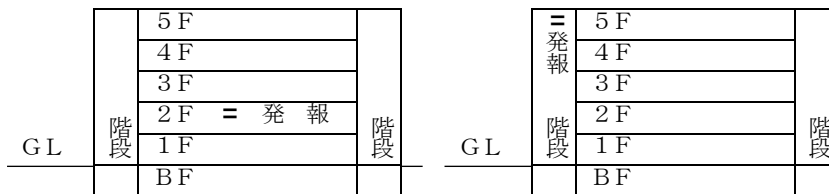
答 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成6年自治省令第1号）の施行により、放送区域ごとにスピーカーを設置することとされ、また、自動火災報知設備の感知器の作動により火災信号を受け自動的に放送設備を起動し、シグナル音及び音声警報音により火災発生場所、火災の確認状況等の情報を伝達することとされている。

直上階鳴動方式とした場合の自動放送の区域について、次の様に取り扱うこと。

- 1 階段又は傾斜路以外の各フロアーに設置した自動火災報知設備の感知器が作動した場合における、階段又は傾斜路の自動放送の取扱いについて（図1）
- 2 階段又は傾斜路に設置した自動火災報知設備の感知器が作動した場合における、階段又は傾斜路及びそれ以外の各フロアーの自動放送の取扱いについて（図2）

(1) 図1 フロアーの感知器が作動

(2) 図2 階段の感知器が作動



問3 非常警報器具について（R元 第3回局内予防担当者会議疑義） R1. 9. 20

非常警報器具については、消防法施行令第7条第3号第4号で、「警鐘」、「携帯用拡声器」、「手動式サイレン」、「その他の非常警報器具」と定義されている。昭和44年11月20日

消防予第265号では、「その他非常警報器具」の例として「ゴング」、「ブザー」が示されているのみで他の器具の記載がない。警笛やメガホンも非常警報器具に含まれるか。

答 【例】警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン、ゴング、ブザー、警笛、ブザー付携帯拡声器
非常警報器具とは、警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等、器具自体を人が継続して操作することにより音響を発するものをいう。(消防法施行令解説 近代消防社 著)

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備

問 1 特定火災通報装置の取り扱いについて H 2 2 . 9 . 1 4

次の(1)のとおり、小規模の社会福祉施設については、特定火災通報装置の設置が認められたが、初めて認定された、次の(2)の設備(認定番号 特定火通-001号)は、3のとおり、音声情報が防火対象物の名称に替えて、防火対象物を認識するためのコード番号となっており、認定の条件として消防機関の了承を得られた場合に限られている。

この設備(認定番号 特定火通-001号)の取扱いについてはどのように対応すればよろしいか。

答 次の(4)のとおり総合的に判断した結果、コード番号対応の当該機種を導入する対象物が増加した場合、指令業務に支障をきたす恐れがあることから、本市消防局としては、管内の福祉施設に当該認定通報装置(特定火通-001号)の設置を認めないこととする。

(1) 特定火災通報装置

延べ面積が500平方メートル以上の特定防火対象物及び消防法施行令別表第一(6)項口の防火対象物には、「消防機関へ通報する火災報知設備(以下、「火災通報装置」)」を設置する必要があるが、(6)項口で、延べ面積が500平方メートル未満のものに設けられる火災通報装置(以下、「特定火災通報装置」)については、ハンズフリー通話機能によるものでも可能とされ、また、配線についても他の配線と共用することができるなど、従来の火災通報装置に比べて緩和されている。

(2) 消防庁認定

火災通報装置及び特定火災通報装置は、消防法施行令第37条に規定する検定対象機械器具等以外の消防用設備で、消防法施行規則第31条の4により、消防庁の登録を受けた法人(以下、「登録認定機関」)が認定を行い、その旨を付することができることとされており、登録認定機関である日本消防設備安全センターが特定火災通報装置として、初めて認定をした。(認定番号 特定火通-001号)

(3) 基準等

火災通報装置による 119 番通報時の音声情報は、火災通報装置の基準（平成 8 年消防庁告示第 1 号（改正：平成 20 年告示第 29 号））により、①火災である旨、②防火対象物の所在地、③建物名、④電話番号、⑤その他これに関連する内容とすることとされている。

しかし、今回認定された特定火災通報装置は、この音声情報が防火対象物の所在地及び建物名に替えて、防火対象物を認識するためのコード番号(5桁, 又は4桁)となっており、これに対応した一覧表等を併用する必要があることから、認定（使用）条件として、消防機関の了承を得られた場合のみに限られている。

なお、従来の火災通報と同様に電話回線を使用することから、指令端末の発信地表示は可能である。

(4) 導入のメリット・デメリット

ア メリット

価格が約 5 万円と安価であり、関係者の経済的負担を軽減できる。これにより早期に小規模対象物の安全性が向上する。

イ デメリット

(ア) 119 番通報時の初動体制が極めて重要であるが、指令端末に表示させる地図は約 1 年前のデータを元にしたものであることから、発信地が表示できない場合もあり得る。

確実に表示させるためには、特定火災通報装置を設置した段階で、その都度、指令端末に正確に入力する作業が必要であり、土曜・日曜・祭日及びデータ送付の日数からタイムラグが発生する可能性が高い。

また、発信地が表示させたとしても、通報内容に防火対象物名称等が入っていない場合、逆信による関係者への確認のほか、コード一覧表の確認作業を並行して行うこととなることから、初動体制に不安が残る。

(イ) 現在、支援データなども指令システムに組み込み機能を向上させようとしている段階であるが、例えば数ヶ月後に音声で対象物名称を知らせる装置が発売されるとすると、この間に今回の装置を導入した対象物は、半永久的にコード番号で対象物名を指令課に送信する体制が残ることになり、この数ヶ月間に設置される数ヶ所の対象物のために、指令課には永遠に対象コード表を常備しなければならないことになる。

3 避難設備

(1) 誘導灯

- 問1** 誘導灯（階段通路）の電源配線について S 6 0 . 5 . 1 4
非常照明と兼用する場合
- 答** 配線、開閉器は専用とする。
- 問2** 入院施設のない医院（6項イ）の誘導灯の消灯について S 6 0 . 1 0 . 1 4
- 答** 昭和55年1月25日消防予第13号消防庁予防課救急課長、昭和55年6月2日消防予第112号消防庁予防救急課長通達を満足すれば消灯方式としても差し支えない。
基準日昭和60年10月1日から実施するものとする。
平成25年4月1日以降は、既存を含め、第4章第2節第17「誘導灯及び誘導標識」の基準によること。
- 問3** 令別表16項イにかかる誘導灯の設置について S 6 1 . 6 . 1 0
- 答** 上階に共同住宅、下階に特定用途が存在する防火対象物については特定用途との共有避難通路等がない場合に限り共同住宅部分の誘導灯を免除しても差し支えない。
- 問4** 開放廊下の誘導灯設置について H 7 . 1 1 . 1 4
- 答** ・開放廊下については、採光上有効で、かつ、開放型の廊下及び階段室等の部分には設置を要さないものであること。
・11階以上の階についても設置を要しない。
・採光上有効などは、建築基準法に基づくもので、1ルクス保てるかどうかは判定の基準となる。
- 問5** 客席誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分について（H27.3追加）
- 答** 客席誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当する場合は令第32条を適用し、客席誘導灯の設置を省略することができる。
- ①外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
 - ②避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分
 - ③臨時的に使用する補助いすで、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる部分
 - ④①～③に該当しない場合であっても、最終避難口が容易に見とおし、かつ、

識別することができ、各客席から容易に避難ができる場合等は、状況に応じ令第32条を適用し、客席誘導灯の設置を省略することができる。
 (例) 客席が1席ごとである場合、各客席が避難通路に面している場合等

第6 特例基準

1 特例基準について

問1 特例を受けた共同住宅に(5)項イ並びに(6)項ロ及びハが入る場合、特例は失効するののか。

答 次の「特例共同住宅に住戸利用施設（(5)項イ並びに(6)項ロ及びハ）の用途が存する場合の取扱基準」によること。 H22.12.1
 (H25.9.9改正) (H29.8.7改正) (R4.3.1改正)

特例共同住宅に住戸利用施設（(5)項イ並びに(6)項ロ及びハ）の用途が存する場合の取扱基準

次の1「共同住宅特例基準」により、消防法施行令第32条の規定が適用された令別表第一（以下、「同表」）(5)項ロに掲げる防火対象物（以下、「特例共同住宅」という。）に、同表(5)項イ並びに(6)項ロ及びハ（居住型福祉施設※に限る。）（以下、「住戸利用施設」という。）の用途に供される部分が存することにより、同表(16)項イとなる防火対象物で、共同住宅の各特例基準の適用時における構造要件を維持し、次の2、3及び4の要件に適合する場合は同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限り、同施行令第32条を適用し基準の特例を認めて差しつかえないものとする。

なお、当該要件に適合しない場合は、消防法第17条に基づき消防用設備等を設置すること。
 ※居住型福祉施設：①有料老人ホーム、②福祉ホーム、③認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、④共同生活援助を行う施設、⑤その他家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等が①～④とほぼ同様と認められる施設をいう。

1 共同住宅特例基準

- (1) 「消防法の一部改正に伴う共同住宅の取り扱いについて」（昭和36年8月1日付け自消乙予発第118号。以下「118号」という。）
- (2) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の特例について」（昭和50年5月1日付け消防予第49号。以下「49号」という。）
- (3) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の特例について」（昭和61年12月5日付け消防予第170号。以下「170号」という。）

- (4) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の特例について」(平成7年10月5日付け消防予第220号。以下「220号通知」という。)

2 対象となる防火対象物

同表(5)項イ及びロ並びに(6)項ロ及びハ(居住型福祉施設に限る。)以外の用途に供する部分が存しないものであること。

3 118号、49号及び170号を適用した特例共同住宅

- (1) 当該防火対象物について

ア 自動火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備が設置されている特例共同住宅

イ 延べ面積500㎡未満で、非常警報設備又は共同住宅用非常警報設備が設置されている特例共同住宅

については、住戸利用施設の各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることが出来るものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも100㎡以下であり、同表(5)項ロの用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上であること。

上記以外の防火対象物で、住戸利用施設の各独立部分の床面積がいずれも100㎡以下であり、当該床面積の合計が300㎡未満、かつ、同表(5)項ロの用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の90%以上であること。

- (2) 住戸利用施設の部分が、規則第13条第1項各号に定める区画を有すること。

ただし、同条同項第1号ハ及び1の2号ハに規定する開口部の面積については、各特例基準それぞれの開口部規制とする。また、同条同項第1号ニ及び1の2号ニに規定する「特定防火設備」は「防火設備」とし、「煙感知器」は「煙感知器、熱感知器及び温度ヒューズ等」とする。

- (3) 住戸利用施設の部分が、11階以上の階に存しないこと。

- (4) 住戸利用施設の部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、住戸利用施設の部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

- (5) 消火器が令第10条に定める技術上の基準により設置されていること。

なお、当該設備が設置されていない特例共同住宅については、当該設備を設置すること。

- (6) 自動火災報知設備、非常警報設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備のうちいずれかの警報設備が法令に定める技術上の基準により設置されていること。

なお、当該設備等が設置されていない特例共同住宅については、当該設備等のうちい

第2節 消防用設備等の設置基準及び技術基準

ずれかの警報設備を設置すること。

- (7) 居住型福祉施設の部分に、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年3月25日付け総務省令第40号、平成22年2月5日総務省令第8号により改正）」（以下、40号省令）第3条第3項第3号へに規定する「自動的に、かつ、有効に報知できる装置」を設置すること。
- (8) 40号省令第3条第3項第2号イに該当する階又は部分には、スプリンクラー設備を設置すること。ただし、共同住宅用スプリンクラー設備で代替可能とする。

4 220号を適用した特例共同住宅等

改正後の40号省令を準用する。ただし、自動火災報知設備に代えて、非常警報設備のみ設置している特例共同住宅等については、上記3を準用する。

同表5項イ並びに(6)項ロ及びハの部分は、省令第40号で規定する「住戸利用施設」に適合させること。

5 その他の事項

- (1) 前3及び4の要件に該当する同表(16)項イの防火対象物については、令第32条特例申請書を提出させること。
- (2) 本通知施行以前に住戸利用施設の用途が既に存する特例共同住宅についても、前(1)を適用する。
- (3) 前3のうち、住戸利用施設が入居せず、同表(16)項イとならない特例共同住宅においては、同表(5)項ロの用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、その他の用途に供される部分（同表(6)項ハ（福祉施設等に限る）の用途に供される部分を含む）の床面積の合計が300㎡未満である場合については、従前のおり特例を継続させ（申請の必要なし）、同表(5)項ロの防火対象物として取り扱うこと。

附則 本基準は、平成22年12月1日から施行する。

本基準は、平成25年9月9日から施行する。

本基準は、平成29年8月7日から施行する。

本基準は、令和4年3月1日から施行する。

問2 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について S 6 1. 1. 1 3

答 共同住宅特例の取扱いについては、新基準（昭和61年12月5日消防予第170号）と旧基準（昭和50年5月1日消防安第49号及び昭和50年12月13日消防安第190号）を併用していくが、新基準「2方向避難開放型」の共同住宅等でありすべての住居に住居用自火報を設置した場合にのみ適用できるものであること。（当該特例対象物が存在するため、当分の間掲載する。）

問3 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（昭和50年5月1日消防安第49号）中、第一、4について H 2. 1 1. 1 3

答 通達中、第1、4の（1）と（2）は、別々に適用していく。（当該特例対象物が存在するため、当分の間掲載する。）

問4 令32条の特例について「鉄工所の取扱いについて」 H 3. 4. 2 3

答 防火対象物の面積のほとんどが金属加工工場等で、一部分に事務室、原寸等がある場合で、令第32条（昭和38年9月30日、自消丙予第59号、第1、1、（5）を適用する場合、その対象物全体の面積で設置義務があれば（事務室等の面積がいくら少なくとも）事務室等の部分に特例は適用できない。

第7 防火対象物の検査、点検、基準等

1 着工届出

問1 軽微な工事の範囲について（R元 第3回局内予防担当者会議）

R 1. 9. 2 0

自動火災報知設備の軽微な工事の範囲について、受信機取替え工事では7回線を超えるもの以外については、着工届出を要さないが、7回線とは実際に使用している回線数を示しているのか、利用可能な最大数の回線数を示しているのか。

答 実際に使用している回線数で判断し取扱うものとする。

【例】

P型1級受信機 7/10回線 → 着工届出不要

P型1級受信機 8/10回線 → 着工届出必要

問2 軽微な工事の範囲について（R元 第3回局内予防担当者会議）

R1. 9. 20

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	消火栓箱の増設で、既設と同種類のものが2基以下の場合かつ加圧送水装置等の性能（吐出量又は揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響がない場合	消火栓箱の移設で、同一の警戒範囲内の場合	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	1 ヘッドの増設で、次の全てに該当する場合 (1)既設と同種類のものが5個以下の場合かつ散水障害がない場合 (2)加圧送水装置等の性能又は配管サイズに影響がない場合 2 補助散水栓箱で、既設と同種類のものが2個以下の場合	1 ヘッドの移設で、数が5個以下の場合かつ防護範囲が変わらない場合 2 補助散水栓箱の移設で、同一警戒範囲内の場合	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のものが、一の選択弁において5個以下の場合 2 加圧送水装置等の性能又は配管サイズに影響がない場合	1 ヘッドの移設で、一の選択弁において2個以下の場合 2 手動起動装置の移設で、同一放射区画内の場合かつ操作性に影響のない場合	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のものが、一の選択弁において5個以下の場合 2 加圧送水装置等の性能又は配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響がない場合	1 ヘッドの移設で、一の選択弁において5個以下の場合かつ警戒区域の変更がない場合 2 手動起動装置の移設で、同一放射区画内の場合かつ操作性に影響のない場合	加圧送水装置、泡消火剤混合装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品
粉末消火設備	1 ヘッド及び配管（選択弁の二	1 ヘッド及び配管（選択弁の	すべての構成部品

第2節 消防用設備等の設置基準及び技術基準

	次側に限る。)の増設で、次のすべてに該当する場合	二次側に限る。)の移設で、ヘッドの数が5個以下の場合かつ放射区域の変更がない場合	で、放射区画に変更がないもの
	<p>(1)既設と同種類のものが5個以下の場合</p> <p>(2)薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響がない場合</p> <p>2 ノズルの増設で、次のすべてに該当する場合</p> <p>(1)既設と同種類のものが5個以下の場合</p> <p>(2)薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響がない場合</p> <p>3 移動式の粉末消火設備の増設で、既設と同種類のものを同一室内に設置する場合</p> <p>4 制御盤、操作盤等電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置又はダンパー復旧装置の増設で、既設と同種類のものを同一室内に設置する場合かつ電源容量に影響がない場合</p>	<p>2 ノズルの移設で、5個以下の場合かつ放射区域の変更がない場合</p> <p>3 移動式の消火設備の移設で、同一室内の場合</p> <p>4 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置又はダンパー復旧装置の増設で、既設と同種類のものを同一室内に設置する場合かつ電源容量に影響がない場合</p>	
自動火災報知設備	<p>1 感知器の増設で、既設と同種類のものが10個以下の場合で、かつ、警戒区域の変更がない場合</p> <p>2 発信機、ベル又は表示灯の増設で、既設と同種類のものを同一警戒区域内に設置する場合</p>	<p>1 感知器の移設で、10個以下の場合かつ警戒区域の変更がない場合</p> <p>2 発信機、ベル又は表示灯の移設で、同一警戒区域内の場合</p>	<p>1 感知器で10個以下の場合</p> <p>2 受信機及び中継器で、7回線を超えるものを除く。</p> <p>3 発信機、ベル又は表示灯</p>
ガス漏れ火災警報設備	検知器の増設で、次のすべてに該当する場合	検知器の移設で、5個以下の場合かつ警戒区域の変更がない	受信機を除く

第2節 消防用設備等の設置基準及び技術基準

	<p>1 既設と同種類のものが5個以下の場合</p> <p>2 警戒区域の変更がない場合</p>	場合	
<p>避難器具 (固定式のもの(固定はしご及び避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごをいう。)に限る。)</p> <p>救助袋</p> <p>緩降機</p>	該当なし	<p>本体又は取付金具の移設で、同一階の場合かつ設置時と同じ施行方法の場合</p>	<p>1 標識</p> <p>2 本体・取付金具で、設置時と同じ施行方法の場合</p>
漏電火災警報器	該当なし	変流器の移設で、同一警戒電路内のもの	すべての構成部品で、型式に変更のないもの
<p>非常警報設備 (非常ベル・自動式サイレン)</p>	<p>音響装置、起動装置又は表示灯の増設で、次のすべてに該当する場合</p> <p>1 既設と同種類のもの</p> <p>2 同一階の範囲に増設する場合</p>	音響装置、起動装置又は表示灯の移設で、同一階の範囲の場合	音響装置、起動装置又は表示灯
<p>非常警報設備 (放送設備)</p>	<p>1 起動装置、通話装置(非常電話含む。)又は表示灯の増設で、次のすべてに該当する場合</p> <p>(1)既設と同種類のもの</p> <p>(2)同一報知区域内に増設する場合</p> <p>2 スピーカーの増設で、次のすべてに該当する場合</p> <p>(1)既設と同種類のもの</p> <p>(2)5個以下の場合</p>	<p>1 起動装置、通話装置(非常電話を含む。)又は表示灯の移設で、同一報知区域内のもの</p> <p>2 スピーカーの移設のうち、5個以下の場合で、かつ放送区域の変更がない場合</p>	<p>1 増幅器、操作部又は遠隔操作器の取替えて、5回線以下の場合</p> <p>2 起動装置、通話装置(非常電話含む。)又は表示灯</p> <p>3 スピーカーの取替えて、5個以下の場合</p>
<p>避難器具 (上記避難器具除く。)</p>	該当なし	<p>本体又は取付金具の移設で、同一階の場合かつ設置時と同じ施行方法の場合</p>	<p>1 標識</p> <p>2 本体・取付金具で、設置時と同じ施行方法の場合</p>
誘導灯及び誘導標識	5個以下の増設の場合	5個以下で同一室内での移設	すべての構成部

第2節 消防用設備等の設置基準及び技術基準

		の場合	品で、区分及び機能に変更がないもの
排煙設備	1 防煙区画の増設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 2 排煙口、給気口及び風道の増設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 3 手動起動装置の増設で、操作性に影響がない場合 4 自動起動装置の増設で、既設と同種類の場合	1 排煙口、給気口及び風道の移設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 2 手動起動装置の移設で、同一防煙区画内の場合かつ操作性に影響がない場合 3 自動起動装置の場合で、同一防煙区画内の場合かつ既設と同種類の場合	排煙機及び給気機を除く構成部品
連結散水設備	ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 1 一の送水区域において5個以下で、散水障害がない場合 2 送水区域に変更がない範囲である場合 3 既設と同種類の場合 4 加圧送水装置の性能、配管のサイズ等に影響がない場合	ヘッドの移設のうち、一の送水区域において5個以下の場合で、かつ送水区域に変更がない範囲の場合	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品で、同種のもの
連結送水管	該当なし	該当なし	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品で同種のもの
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	すべての構成部品
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	増幅器を除くすべての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方式に変更がないもの
非常電源	該当なし	該当なし	すべての構成部品

2 設置届出

問1 届出検査義務以外の防火対象物における設置届出は必要か。

H 2 4 . 1 2 . 8

答 消防用設備等の届出検査義務のある防火対象物は、消防法第17条の3の2及び消防法施行令第35条に規定されており、対象面積未滿の防火対象物については、届出検査義務はない。

例えば、延面積が290㎡で、消防法施行規則第5条の3の無窓階に該当しない（有窓階）飲食店の場合、消火器及び誘導灯の設置義務があるが、届出検査義務はない。

よって、立入検査において、消火器及び誘導灯は設置してあるが、設置届出がない場合においても違反ではないため、届出についての指摘はできない。

なお、防火対象物使用開始届出書に、消火器及び誘導灯などの消防用設備等の配置図を添付することとなる。

3 検査済証

問1 自主設置した消防用設備等の検査済証を交付することはできるか如何。

答 法17条第1項に適合している場合に限り交付することができる。

ただし、当該消防用設備等の名称の後に括弧書きで「自主設置」と記載すること。（例）自動火災報知設備（自主設置）

4 点検報告等

問1 （運用停止）届出検査以下の設備を（自主）設置した場合の取扱いについては如何。

S 6 2 . 5 . 1 2

答 届け出は要しない。

問2 点検結果報告は敷地単位か、又は棟単位にすべきか。 H 7 . 6 . 2 3

答 棟ごとに作成し提出すること。

ただし、7項については、棟ごとの名称、面積を記入した一覧表を添付し提出すること。

(記入例)

〇〇小学校 (棟分)		
管 理 棟	延	m ²
A 教 室	延	m ²
B 教 室	延	m ²
給 食 室	延	m ²
体 育 館	延	m ²

問3 自主的に設置されている消防用設備等の点検報告は必要か H24.12.8

答 自主的に設置されている消防用設備等の点検については、「点検の義務について(昭和54年6月22日付け消防予第118号)」により、点検の義務はないと解するとされており、点検が行われていない場合であっても、消防法違反ではない。

しかし、自主的に設置された避難器具で維持管理されずに腐食している場合、火災時に当該避難器具を使用し、転落事故等につながることも考えられることから、関係者に対しては立入検査を通じて、次のとおり指導するものとする。

あくまでも、自主設置であることから、強制するものではないことと必要性を関係者に説明し、理解を得るよう努めるものとする。

[指導例]

(1)使用可能の場合

立入検査結果通知書の備考欄に次のとおり記載して指導する。

「自主的に設置されている〇〇〇について、使用できるよう維持管理をしてください。」など、

(2)腐食が激しく使用できない場合

口頭で、腐食が激しく使用すると危険性があるので撤去するよう指導する。

問4 消火器の点検報告について H24.12.8

本市消防局の運用で、延べ面積が300㎡未満の特定防火対象物及び延べ面積が500㎡未満の非特定防火対象物(以下「小規模対象物」という。)で消火器のみ設置してある防火対象物について、消防設備等点検報告のうち報告について求めないこととしていたが、平成23年5月25日付け宮消予第91号により、消火器の製造年から10年を超えた消火器については、耐圧試験が義務付けられた。今後の取扱いは如何。

答 小規模対象物についても平成23年5月25日以降は、報告についても求める

こととする。

消火器の点検報告の取扱いは次のとおりである。

なお、機能点検及び耐圧性能点検については、特殊な機材等が必要なため、1,000 m²未満の防火対象物についても、消防設備士又は消防設備点検資格者に依頼するよう指導する。(指導事項)

1 蓄圧式消火器

製造から5年以下	外観点検
製造から5年を超えるもの	外観点検＋機能点検
製造から10年を超えるもの	
又は外観に腐食が見られるもの	外観点検＋機能点検＋耐圧性能点検

2 加圧式消火器

製造から3年以下	外観点検
製造から3年を超えるもの	外観点検＋機能点検
製造から10年を超えるもの	
又は外観に腐食が見られるもの	外観点検＋機能点検＋耐圧性能点検

前記のとおり、機能点検については、蓄圧式消火器は製造から5年を超えるもの、加圧式消火器は製造から3年を超えるものについて、抜き取り方式により5年間で全数を行わなければならない。また、その50%を実際に放射試験しなければならない。

問5 予防事務基準書(4-1-2)-24- に掲載されている消防用設備等不良箇所改修報告書の運用は如何。 H29.8.7

答 消防用設備等点検結果報告書提出後に、点検の不備改修を行うものについて次に掲げるものに限り、点検の一環とみなし本報告書により報告できるものとする。

- ・消火器の設置
- ・誘導灯の構成機器の交換
- ・補修に該当する工事

なお、報告できる工事内容については、防火対象物の防火安全性や業務内容等を考慮し、必要に応じて変更できるものとする。

問6 消防用設備等の不備事項の改修を、補修以外の工事により行う場合の事務処理は如何。 H29.8.7

答 消防用設備等の点検期間において、不備事項を改修し、消防用設備等点検結

果報告書で措置内容を記載しているものについては、本報告書により設置届出を補完できるものとする。

また、前問の場合も同様とする。

問7 特定防火対象物（延べ面積 300 m²以上）、非特定防火対象物（500 m²以上）において、設置届出の提出のあったものはすべて検査を行わなければならないか。

H 2 9 . 8 . 7

答 検査を行わなければならない。ただし、消防用設備等の増設、移設及び取替えに係る工事のうち、次に掲げるものについては検査を省略できるものとする。

- ・ 消火器の設置
- ・ 誘導灯に係る工事（避難経路の変更を伴うものを除く）
- ・ 放送設備スピーカーの5個以下の増設、移設及び取替えに係る工事

なお、検査を省略できる工事については、防火対象物の防火安全性や業務内容等を考慮し、必要に応じて変更できるものとする。

5 その他

(1) 消防法令適合通知書交付申請書について

問1 登記簿の写しが取れない場合どのようにすればよいか。

H 3 . 1 . 8

答 申請者が明確（他の書類等で判断できる場合）であれば、登記簿の写しをとる必要はない。

消防法令適合通知書等については、平成18年9月8日付け消防予第387号【暫定適マーク制度の廃止に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について】によること。

第8 その他

1 法令改正に伴う社会福祉施設の疑義応答について

H 2 1 . 2 . 2 6

問1 平成20年7月8日消予第170号執務資料において（6）項口の項判定にあつては、高齢者、児童・障害者等の福祉援護を行なう施設として、その施設におけるサービス提供内容、高齢者等のサービスへの依存の程度等を総合的に勘案した上で、その実態に応じ判断するとされているが、いわゆる「宅老施設」についての項判断について、ある一定の判定基準を設けるべきではないか。

答 定義のない要介護入所施設は、有料老人ホームの取扱を基本とする。障害程度4以上の者が混在する場合は、その者を要介護状態にある者とみなす。

※ 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」については、要介護状態3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安に判断すること。
(平成26年3月14日消防予第81号) (H27.3 修正)

問2 (H27.3 削除)

問3 平成26年3月14日付け消防予第81号で(6)項ロ(5)に規定する「避難が困難な障害者等を入所させるもの」とは障害支援区分が4以上の者が概ね8割を超えることを原則とするとしているが、概ねの範囲はどう判断するのか。
(H27.3 修正)

答 概ね8割を、定員の8割とする。

問4 (6)項ロに規定する「主として障害の程度が重い者を入所させるもの」として障害者自立支援法の「障害程度区分」4以上の者が概ね8割を超えるものがあるが、旧法である障害者関係法令を適用しており、新法(障害者自立支援法)に移行しておらず、障害程度区分を採用していない障害者福祉施設がある。この場合の判定基準はいかがか。

答 市障害福祉課は、障害者自立支援法区分に移行している施設は可能。しかし、旧法の区分のまま申請している施設は不可能。

問5 ①「身障者地域在宅促進ホーム」 ②「精神障害者社会復帰施設」は、(6)項ロ、(6)項ハ のいずれに含まれるか。

答 ①障害程度区分4以上が8割 (6)項ロ ② (6)項ハ

問6 高齢者等グループホーム施設とデイサービス施設が併設されている施設でデイサービス施設を高齢者等グループホーム施設の入所者が利用する場合は、デイサービス施設の部分も含めた面積をもとに規制するのか。

例 高齢者等グループホーム施設 250 m² デイサービス施設 100 m²
350 m²が高齢者等グループホーム施設としてS P設置義務。

答 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱について(S50/4/15 消防予・安41号)のとおり

※ 一般的には高齢者等グループホーム施設の入居者が、高齢者等グループホーム施設でデイサービス施設と同じサービスを受けることができるので、デイサービス施設を利用することはない。(介護長寿課)

問7 グループホーム施設とデイサービス施設のそれぞれの利用者が異なり、全く別の施設として取り扱う場合には、建物の構造的な境界を設けなくてよいのか。

答 お見込みのとおり。共用部分の面積を按分する。

問8 令12条第2項第6号において、「検に便利で、かつ火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に」とは、具体的に・・・

答 建築物から3m以上の距離を有するとき又は当該設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられているとき（屋内消火栓設備の水槽にF.R.P製水槽使用の可否について S50/7/11 消防安第82号）（F.R.P水槽を設置する場合の取扱について S52/1/27 消防予第12号）（屋内消火栓設備のポンプの設置場所について S55/3/12 消防予第37号）のとおり

問9 デイサービス事業を行なう施設で、2～3名のショートステイを受け入れている施設があるが、この施設は（6）項ハとしてとらえてよいのか。

答 平成26年3月14日付け消防予第81号 3「高齢者施設に係る運用上の留意事項」（2）により（6）項ロ又は（6）項ハと判断すること。
（H27.3 修正）

問10 特定施設水道連結型スプリンクラー設備について、直結・受水槽補助水槽併用方式で水槽を設ける場合は、どの程度の容量が必要か。

答 20分間放水の容量が必要となるが、平成21年3月31日消防予第131号通知別紙1の給水方式7により水源として必要な水量は、給水管から流水に補助水槽の容量を加えることができる。

問11 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の水源の水量及び当該性能の算定において、「火災予防上支障があると認められる場合」とは、内装仕上げを準不燃材料以外でした場合とある。

消防法は、壁及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く）の仕上げを規定している。木造の柱は「その他これらに類する部分」に含まれないために内装仕上げと認めることはできないか。

答 お見込みのとおり

※ 建築基準法は、内装制限が適用される壁または天井の部分に柱、はりなどの木部が露出する場合で、柱、はりなどの室内に面する部分の面積が各面の10分の1以内の場合は、当該柱、はりなどは内装制限の対象になりません。

問 12 規則第13条の6第2項第2号で最大の放水区域に設置とあるが、現法の消防法では、放水区域は放水型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の設置についての用語です。例えば、グループホーム施設で1部屋にSPヘッドは1箇所設置した場合、配管は1系統であるからグループホーム全体を放水区域と解するのか。それとも壁、天井で仕切っている1部屋を放水区域と解するのか。

答 後段お見込みのとおり

問 13 特定施設水道連結型スプリンクラー設備で直結・受水槽補助水槽併用式でポンプを設置する場合、認定品以外の使用は認められるか。

答 認定品以外を使用する場合は、加圧送水装置に基準に適合するよう試験を実施すること。

問 14 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設は、認知症対応型老人共同生活介護事業を行う施設と実態は変わらないが、消防用設備等の設置はどうすべきか。

答 令別表で区分しているため、(6)項口の消防用設備等の設置義務ないが、設置するよう指導する。

問 15 平成19年6月13日付け消防予第231号及び平成26年3月28日付け消防予第105号でスプリンクラー設備の設置を免除する特例について、通知されたがその取扱は如何にすればよいか。

答 本市消防局においては、原則としてスプリンクラー設備を設置するよう指導すること。(H27.3修正)

2 避難口の施錠管理について

問 1 近年、特に認知症を収容する社会福祉施設の各部屋の出入り口や最終避難口について、鍵を用いないと開錠できないものが散見されているが、認められるか。

答 認められない。

宮崎市火災予防条例第44条及び建築基準法施行令第125条の2により、次の1又は2のとおり、指導することとする。

- 1 屋内から鍵を用いずに開錠できる構造
- 2 自動火災報知設備と連動して開錠できる構造

ただし、前記1又は2への改修が完了するまでの間は、職員一人ひとりが

合鍵を持つなど、火災などの災害の際に迅速に避難誘導できるよう、その旨を消防計画に明記するとともに、「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて(平成元年3月31日付け消防予第36号)」又は「社会福祉施設等に係る防火安全対策の更なる徹底について(平成22年3月13日付け消防予第130号)」及び「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル(平成21年10月27日付け全消発第338号)」に基づき、1年に1回以上訓練検証を行うよう指導するものとする。

【参考】

宮崎市火災予防条例第44条及び建築基準法施行令第125条の2では、次のとおり規定されている。

宮崎市火災予防条例第44条第2号・第3号

(2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。

(3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

建築基準法施行令第125条の2

第二百五条の二 次の各号に掲げる出口に設ける戸の施錠装置は、当該建築物が法令の規定により人を拘禁する目的に供せられるものである場合を除き、屋内からかぎを用いることなく解錠できるものとし、かつ、当該戸の近くの見やすい場所にその解錠方法を表示しなければならない。

- 一 屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口
- 二 避難階段から屋外に通ずる出口
- 三 前二号に掲げる出口以外の出口のうち、維持管理上常時鎖錠状態にある出口で、火災その他の非常の場合に避難の用に供すべきもの

消防庁通知「病院等における防火安全対策の推進について(昭和63年2月19日付け消防予第31号)」別紙1医療施設における防火・防災対策要綱(昭和63年2月6日付け健政発第56号制定)第9精神病院等の安全対策1及び2では次のように通知されている。

消防庁通知「病院等における防火安全対策の推進について」

別紙1 医療施設における防火・防災対策要綱

第9 精神病院等の安全対策

1 精神病院

(1) 略

(2) 閉鎖病棟又は保護室については、当該病棟の（室）の鍵の管理者が常時至近の場所に居り非常時には容易に解除できるようにしておくこと。

2 老人病院

（施錠管理についての記述なし）

また、精神科病院については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日号外法律第123号）第36条において、入院患者に対して、その行動について必要な制限を行うことができるとされているが、認知症グループホームの法令である老人福祉法や介護保険法では、入所者の行動について制限は認められていない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第36条 精神科病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできな
い限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

3 その他（法令改正に伴う質疑等）（H27. 3 追加）

問1 平成26年3月28日付け消防予第118号 4（2）の自動火災報知設備の設置を免除する特例について運用・取扱は如何にすればよいか。

答 施行（H27. 4. 1）までに防火対象物の用途として使用が開始されており、住宅用火災警報器が運用通知に従って設置されていることが特例の要件である。よって、施行後の使用開始又は新築等の場合、改正令に基づく自動火災報知設備の設置を指導すること。また、既に特例を適用している対象物は、特例要件を満たしていれば、住宅用火災警報器を交換することで継続して特例を適用することとする。（増改築等は除く）

(2) 令第21条第1項第1号に掲げる防火対象物のうち、令別表第1(5)項イ並びに(6)項イ及びハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に掲げる防火対象物で、次のアからウまでのすべてに適合するものにあつては、令第32条を適用して、自動火災報知設備を設置しないことを認めて差し支えないものであること。

ア 延べ面積が300㎡未満のものであること。

イ 改正政令施行の際に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項第2号イ及びロに規定する部分すべてに、現に住宅用防災警報器(連動型であり、かつ、規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き煙式であるものに限る。)が設置されているものであること。

ウ 現に設置されている住宅用防災警報器は、交換期限(自動試験機能付きのものについては、機能の異常の表示がされるまでの期間と製造年から10年間のいずれか短い期間とする。)を超えていないものであること。

【平成26年3月28日付け消防予第118号より抜粋】